

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N622
2022.12.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 生活保護世帯の子どもの高卒後の就学支援を後押しする画期的判決……………吉永 純
(熊本地裁令和4年10月3日判決)
- 「いのちのとりで裁判」―勝利の襷をつなぐ横浜地裁判決……………井上 啓
- SOGIハラスメント労災認定……………小野山静
- 日米同性カップル在留資格訴訟について……………永野 靖
- 【シリーズ全国リレー・山口支部】
山口支部からこんにちは！……………松田弘子
- 【投稿】立憲的改憲論の内実と功罪―憲法規範論と安全保障論……………鈴木秀幸
- 〈シリーズ：憲法と私③〉
日本国憲法第13条と私～自分らしく生きていく～……………他谷耕助



三の酉・花園神社

生活保護世帯の子どもの 高卒後の就学支援を後押しする画期的判決

(熊本地裁令和4年10月3日判決)

花園大学 社会福祉学部教授

吉永 あつし
純

一 事案の概要

生活に困窮した原告夫妻は同居の孫の三人世帯で生活保護の申請をしたところ、孫が高卒後看護学校(准看護師科、二年)に在学中だったため、孫は世帯分離され原告夫妻だけの保護が開始された。

その後、孫は准看護師の資格を取得し、正看護師の取得のため看護科(三年)に進学した。看護科に在学中は、昼間は准看護師として働き(学校は夜間)月一四〜一九万円程度の収入が得られることになった。孫はこの収入で、三年次の実習等に備えようとしていたところ(実習は昼間に行われるため就労できなくなる)、被告処分庁は、孫の「世帯分離を解除されたら学校が続けられなくなる」との訴えを聞き入れず、世帯分離を解除し、孫の就労収入と祖父の年金収入によつて最低生活費を上回るとして保護を廃止した。この措置により孫は精神的に落ち込み一年間の休学を余儀なくされ、祖父も医療費一部負担の発生等により受診等に支障を来した。原告は本件保護廃止処分は世帯分離の解釈を誤った違法なものであるとしてその取消を求めて提訴した。

二 判決要旨(請求認容、控訴)

(1) 本件世帯分離規定(社会・援護局長通知第一

―五―(3)の趣旨

「専修学校等に進学した世帯員の経済的負担を軽減し、引き続き保護世帯との同居を続けながら専修学校等の教育課程を修了することができるようにして、専修学校等の在学中に十分な稼働能力を取得させ、専修学校等に進学した世帯員及び分離された保護世帯の将来的な自立を促進助長することにあり。」

(2) 本件世帯分離の判断枠組み

「専修学校等に進学した世帯員の就学状況、収入・支出等の経済状況、分離された保護世帯の状況等に基づき、世帯分離又は世帯分離解除を行うことにより専修学校等に進学した世帯員及び分離された保護世帯の将来的な自立の促進助長に効果的であると認められるか否かが検討されるべき」である。

(3) 本件世帯分離と専修学校等に通う世帯員の収入

「専修学校等に進学した世帯員の収入が増加したことをもつて世帯分離を解除することは相当でない」。

(4) 看護科の意義

「両科(准看護師科と看護科)は学生にいずれも看護に携わる専門的な能力取得させることを目的とするものであり、同質性・連続性を有する」

「(正)看護師の資格を取得すれば(略)病院等への就職がしやすくなり、支給される給与額や仕

事のやりがいも増加することが認められることを併せ考慮すると、長期的・俯瞰的な視点からすれば、(略)看護専門学校看護科に就学中の孫と原告夫婦の世帯分離を継続することが孫及び原告夫婦の経済的な自立に資する状況にあった」。

(5) 世帯分離解除の問題点

「処分行政庁の担当者は、(略)孫の看護科への進学及びそれに伴う収入の大幅な増加という表面的な減少に専ら着目したがゆえに、孫を原告夫婦の世帯から分離していることが原告夫婦及び孫の経済的な自立助長に効果的である状況が継続しているかという視点に欠けるところがあった」。

三 本判決の意義

(1) 生活保護における世帯単位原則と世帯分離

生活保護では保護は世帯を単位として実施される(世帯単位原則。生活保護法(以下法)一〇条本文)。生活困窮状態は世帯を単位として表れることを理由とする。しかし、稼働能力を活用しない世帯員などは保護の要件を満たさないと世帯から分離される場合がある(世帯分離。同条但書)。本件世帯分離は、高卒により世帯のために働くべきだが、一方で看護学校が自立のためには有用であることを考慮した類型である(局長通知第一一五―③)「生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就

学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められた場合」には世帯分離して差し支えない)。ただし、この分離が適用されれば、生活保護から外され、自らの生活費と学費は自分で調達しなければならない。それ自体過酷な生活を強いられる。

また、この世帯分離規定の要件は、専門学校に就学していることだけである。この分離では、分離された者(本件では孫)の収入は問われない。ところが、被告処分庁は、孫の収入が増えたことに目を奪われ、世帯分離の要件が継続しているにもかかわらず、分離を解除し保護を廃止した。

(2) 自立のために就学を支援する本件世帯分離の意義を明らかにした

本件局長通知は、①就労しないのなら世帯分離して保護から外すという趣旨と、②自立のための就学であれば収入は自らのために使ってよいという趣旨の二つの意味がある。大学進学もこの考え方によって同様の扱いとなっている。

本判決は、第一に、②の趣旨を重視して、このことが、将来的な世帯全体の自立を促進することになることを明らかにした。第二に、このことは「長期的・俯瞰的に」考えるべきであって、「表面的な」収入の増加に目を奪われて判断してはならないことを明言した。

判決の趣旨をさらにもう一步推し進めるならば、自立に効果的な専修学校等への就学を、保護

世帯からの排除という手法ではなく、保護世帯のままでも認めるべきことにつながるだろう(一九七〇年に高校就学が世帯分離せずに保護世帯のまま認められたように)。本件分離は、就学者にとって生活費と学費を自ら確保しなければならぬという過酷な結果をもたらすからだ。

(3) 局長通知の解釈

本判決は、自立助長に効果的な専修学校等に就学していれば、世帯分離の要件は継続しており、たとえ、世帯分離された就学者に一定の収入があってもそれだけで世帯分離を解除できないことを明確にした。

(4) 正看護師資格が自立のためには有用であること

正看護師資格が自立のためには有用であり、准看護師資格だけをもつて局長通知の世帯分離を解除することはできないことを明確にした。

以上のように、本判決は生活保護の世帯分離に関して、世帯の子どもの高卒後の就学支援を後押しする画期的な判決であったが、「生活保護におけるこれまでの世帯認定の考え方にそぐわない部分が含まれている」という国の意向を受け、熊本県知事は「断腸の思い」といいながら、不当にも控訴した。

「いのちのとりで裁判」 — 勝利の嚮をつなく横浜地裁判決

神奈川 井上

啓 はじめ

一 このちのとりで裁判とは

二〇二二年二月、第二次安倍政権が誕生し、暗黒の一〇年が始まったが、自民党は生活保護費の一〇％削減を公約としていた。その年の春から「生活保護バッシング」が起こされていたが、選挙で勝つや、公約通り、厚生労働大臣は二〇二三年八月から一年ずつ三回に分けて生活保護基準を平均六・五％、最大一〇％引下げたのである。その財政効果は三年間で総額六七〇億円（いわゆる「ゆがみ調整」九〇億円、「デフレ調整」五八〇億円）と見込まれた。

この大幅な引下げに対して、全国の生活保護利用者二〇二五名が二九都道府県でその引下げ処分

の取消を求める行政裁判を提起した。生活保護は憲法二五条の定める生存権を保障する制度であり、最後のセーフティネットといわれる。その引下げに反対する裁判は、まさに「いのちのとりで」を守るものであるという意味で「いのちのとりで裁判」と命名された（雨宮処凛氏の発案）。神奈川県でも二〇二五年九月二四日、横浜地方裁判所に四名の原告が引下げ処分取消の裁判を起こした。

二 引下げのからくりは「物価偽装」

厚労省が今回の生活保護基準を引下げた理由は二点あり、第一が「ゆがみ調整」であり、第二が「デフレ調整」である。

「ゆがみ調整」とは、所得階層で下位一〇％の消

費実態と生活保護基準の消費実態を比較して、後者の調整を行う（引下げる）というものであるが、厚労省の設置した専門家による生活保護基準部会の検証した数値を勝手に二分の一にした点、及び所得下位一〇％層には本来は生活保護を利用できない世帯が含まれており、その世帯を除外して比較しなければ正しい比較にはならないという点が問題となった。

一方、「デフレ調整」とは、二〇〇八年から二〇二二年にかけて生活保護利用者の消費者物価指数（厚労省が総務省の作成する消費者物価指数を算出する品目から生活保護利用者が購入しない自動車など高価な品目を控除して作ったもの・生活扶助相当CPIという）が四・七八％下落したので、その分だけ生活保護利用者は「可処分所得が

増加した」ことになるから、生活保護費を引下げるといふものである。

この「生活扶助相当CPI下落率四・七八%」が実は「物価偽装」（中日新聞記者であった白井康彦氏がこの下落率が異常であると気付き、そのからくりを解明して名付けたもの）であった。つまり、同期間の総務省の消費者物価指数は二・三五%下落にとどまっていたのに「生活扶助相当CPI」では四・七八%と大きく乖離している。これは、自動車などの高価な品目を控除したため、一般国民の消費実態に比べて、生活保護利用者の場合、テレビやパソコンといった品目の消費割合（ウエイト）が大きくなつてしまい、この時期にテレビやパソコンの価格が安くなつた影響がより大きく下落率に反映してしまつた結果である。

そもそも、この時期にテレビの地デジ化があったが、生活保護利用者には「地デジチューナー」が配布され、実際にはテレビを買い換えてはおらず価格低下の恩恵を受けていないのである。またパソコンについては「品質調整」というバイアスもある。すなわち、同じ価格のパソコンでも性能が進化した場合には、価格が安くなつたと見なすこととなっているため、実態より大きく価格が下落したことになる。これも、生活保護利用者はなかなかパソコンを買えないので、その品質向上・価格下落の恩恵を受けていない。

さらに、「生活扶助相当CPI」では二〇〇八年を起点として物価の下落率を算出しているが、この二〇〇八年は例年以上に物価が高騰していた時期である。わざわざスタート地点を物価高騰の時点にもつてきて下落率を大きくしたのである。

三 横浜地方裁判所判決

二〇二二年一月十九日、横浜地裁第一民事部（岡田伸大裁判長）は、まず判断枠組みとして老齢加算廃止に関する平成二十四年（二〇二二年）最高裁判決を掲げ、厚生労働大臣の裁量権の濫用・逸脱があったかどうかは、「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等」の観点から審査されるべきものとした。

そのうえで、「ゆがみ調整」については、曲がりなりにも基準部会の検証を前提にしており、前記の「合理的関連性や整合性」に欠けるところはないとした。

一方、「デフレ調整」については、基準部会の検証を経していないこと、生活保護利用者の消費実態からして、むしろウエイトの大きい食料費や光熱水費については、二〇〇八年ではなく二〇〇七年から二〇二一年でみれば大幅に上昇していること（その分、生活保護利用者の生活はむしろ苦しくなつていた）、などから、「生活扶助相当CPI」の

下落率四・七八%は生活保護利用者の可処分所得の実質的增加を裏付けるものとはいえないとし、前記「合理的関連性や整合性」を欠くものであり、本件引下げの影響は、生活保護利用者世帯のおよそ九六%の世帯に広く及ぶものであり、かつ、減額の幅も大きいことに照らせば、その結果も重大である、として厚生労働大臣の裁量権の濫用・逸脱があったとして、生活保護法三条、八条二項の規定に違反し、無効なものとして、本件引下げ処分を取消した。

四 襷をつないで

この横浜地裁の勝訴判決は、昨年（二〇二二年）二月三日の大阪地裁、今年五月二五日の熊本地裁、そして六月二四日の東京地裁に続く四件目の勝訴判決である。これまで九件の敗訴判決が出ているが、今年に入ってから三つの勝訴判決（東京・横浜は行政部）で潮目が変わった。今後、来年二月一〇日の宮崎地裁、三月二四日の和歌山地裁、四月二日の奈良地裁と判決ラッシュとなるが、横浜の勝訴の襷を全国につなげていきたい。なお、被告側が控訴したので東京高裁で闘いが継続していくが、これからも全国弁護団の専門家の意見書や尋問調査を共有させていただき高裁レベルでも勝訴していきたい。

SOGI ハラスメント 労災認定

注：SOGIとは、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字のことで、性的指向（好きになる性）／性自認（自分の心の性）のこと。

東京 小野山 静

1 事案の概要

被災者は、新卒で現在の会社に入社しました。その後、被災者は、性同一性障害の診断を受け、社会生活上女性として生活を行い、一〇年以上前から髪を伸ばし始めました。当時、被災者は、上司から、「髪切らないの？」などということあることに押揃えられました。

さらに、被災者は、突然、それまで従事していた業務とは全く関連のない業務を行う部署への配置転換を命じられました。そのような配置転換は社内では異例のことでした。その後も、理不尽な配置転換は繰り返されました。

そして、二〇一七年一月、被災者は、事業所に配属となりましたが、そこで、直属の上司Yからの執拗なハラスメント行為に苦慮するようになっていきます（Yからのハラスメント行為の詳細は、後述します）。

Yから性自認を侮辱する発言等を執拗に受けるようになって以降、被災者は、不眠に悩まされるとともに、不安感、緊張感、焦燥感といったものを頻繁に感じるようになっていきました。

被災者は、体調不良に陥りながらも、どうにか勤務を継続していましたが、Yからの度重なるハラスメント行為が原因で休職をも余儀なくされました。

2 Yによる被災者の性自認を否定し侮辱する言動の具体的な内容

(1) 女性である被災者を執拗に「彼」と呼び続ける行為

被災者は、Yに対し、被災者の性自認を理解し、「彼」という呼称を使用するのはやめてほしいと切実に訴えてきました。しかし、Yは、被災者のそのような訴えを無視し、あえて日頃から被災者を「彼」と呼んできたのです。

(2) トランスジェンダーである被災者を侮辱する発言

Yは、被災者に対し、「君のことを女として見ることなんかできない。法律上もそうだ。女として扱って欲しいなら、さつさと手術でもなんでも受ければいいだろう」など、被災者の性自認を否定するだけでなく、トランスジェンダーである被災者を侮辱する発言をしてきました。

被災者とYとその上司が三者で話し合った際も、Yは、冒頭から被災者を「彼」と呼んでいます。それに対して、被災者は「何度も何度も、ここからなんですよ、まず、彼じゃないって私多分一〇回くらい言いましたけど、何度言っても『彼』『彼』としか言わないし」と抗議しました。この被災者の発言からも、Yが被災者の切実な訴えを無視してあえて「彼」と呼び続けてきたことがわかります。

Yの前記発言を受けて、上司も「〔彼〕と呼ぶことについて」本人が違うって言ってるんだからそれは違うんだよ」と注意しました。しかし、それにもかかわらず、Yは、前記話し合いの中で、「君は『彼』でしょ!」、「それを、逆に言う」とそれを、私たちのように強制されなきゃいけないもんなんですか」、「でも君は、ね、『彼』という言葉が嫌だ」という風に俺たちに強制しようとしている」と言っていて、「彼」という呼称に固執し、被災者を非難し続けました。

他にも、Yは、前記話し合いにおいて、「性別変更できるんだから、できてから、それは言いなさい」、「僕は、真実の話をしている。僕はだから君が国籍(戸籍の誤りと思われる)が、ね、女性に変われば、『彼女』とか」と発言しました。

被災者は、被災者の性自認を全面的に否定して侮辱してくるYの発言の数々に耐え切れず、「もう話したくないこの人とは。なんでそんなこと言うのかな」と嗚咽しながら訴えるほどでした。

しかし、Yは、被災者が嗚咽しながら訴えても、自身の誤った見解を変えようとはせず、「医学的には正しい見方ですよ」と開き直り、さらには、「性別とかっていう問題じゃなくってね、性格の方がね、問題なんだよ。はつきり言って」、「女性らしいと見られたらいいのであれば、やっぱりそういう細やかな、心遣いっていうのも、必要な

じゃないか」とまで述べて、被災者の人格否定を展開したのです。

3 SOGIハラ の労災申請及び 労災認定

二〇二二年九月、被災者は労基署に労災申請を行いました。

そして、二〇二二年六月三〇日、労基署は、本件は業務上であると判断しました。具体的な出来事としては「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が認められ、その心理的負荷の強度は「強」と判断されました。

労基署は、調査の結果、Yが被災者を「彼」と呼んだり、「戸籍実際はどうなんですか」という話で、性別変更できるんだから、できてから、それは言いなさい」、「男性女性という意味で、彼女という言い方を分けるならば、君は、戸籍は男性なのか女性なのかで」、「女性らしいと見られたいんであれば、やっぱりそういう細やかな、心遣いっていうのも、必要なじゃないか」等の発言をしたことを認定しました。さらに、労基署は、その後もYが複数回にわたって被災者を君付けで呼んだことも認定しました。

そのうえで、労基署は、カミングアウトした被災者を女性として扱うようそれ以前に会社から明確に指示されていたにもかかわらず、戸籍が変

更されていなければ、あるいは細やかな心遣いが必要ならば女性と認められたいと受け取られる趣旨の、本人の人格を否定する精神的攻撃がYからあったと認め、さらに、Yが上司から呼び方を注意された後も「君」、「彼」と呼んでおり、被災者を侮辱する発言と評価し得るもので、このような発言が日常的ではないにしても複数回確認されることなどを総合的に判断すると、人格を否定する精神的攻撃が執拗に行われたものと認めたのです。

4 事件を終えての感想

Yによるハラスメント行為が重大なハラスメントであるのは明白であり、労基署による業務上という判断は、当然といえば当然の判断といえます。

もともと、長時間労働が伴わない労災認定は、率直に言うところと困難なものであると代理人としては認識していました。本件では、度重なるハラスメント行為に苦しんでいた被災者が加害者であるYの発言を録音しており、その録音の存在が大きな決め手になったものとみられます。

被災者が苦しい中でも録音するなど証拠を集め、勇気を出して労災申請に踏み出し、その結果、職場での差別に悩む多くのLGBTQ当事者にとつて希望に繋がる労災認定が得られたと感じています。被災者も、今回の労災認定について広く社会に知ってもらうことを強く望んでいます。

日米同性カップル在留資格訴訟について

東京弁護士会

永野

靖

1 はじめに

アメリカ人男性Aと日本人男性Bのカップルは、二〇一九年九月二日、二人が日本で共に暮らせるよう、アメリカ人男性の在留資格を「定住者」に変更すること等を求める訴訟を東京地方裁判所に提起していたが、二〇二二年九月三〇日、東京地方裁判所民事第三部は、Aに「特定活動」の在留資格を付与しないのは客観的に違法との画期的判断を示した。もともと、主文は原告敗訴であり、同判断は判決理由中の判断であったところ、日本政府は同判断に従わず、控訴期限までに当該アメリカ人男性に特定活動の在留資格を付与しなかったため、原告らは控訴し、本件訴訟は現在東京高等裁判所に係属している。

2 事実経過

AとBは、Bが米国に留学中の二〇〇四年一月に知り合い、二〇〇五年の夏頃から同居を開始し、以来、お互いに信頼し合い、助け合い、支え合って生活してきた。二人は二〇一五年二月にアメリカで婚姻している。

二人は当初はアメリカで生活を続けていきたいと考えていたが、諸事情からBは日本で就職することとなって、二〇〇九年一月に日本に帰国した。二人は何とか一緒に暮らすために色々な方法を模索し、Aが職業上のキャリア形成を犠牲にしながら「留学」の在留資格で来日して同居する等の経緯を経て、Aが日本で会社を設立してアメリカの勤務先から仕事の委託を受けることとし、二〇一四年五月、Aが「投資・経営」(当時の資格名)の在留資

格を得て、日本での同居を再開した。しかしながら、設立した会社の経営難により同在留資格の更新が困難となったため、AとBとのパートナー関係を理由として「定住者」への在留資格の変更を複数回申請したが、いずれも不許可となった。Aが在留資格を失えば、帰国を余儀なくされ、二人の家族生活は引き裂かれてしまう。そこで、同処分の無効確認等を求めて提起したのが本件訴訟である。

3 法的問題点

(1) 本件在留資格変更不許可処分の違法性

本件在留資格変更不許可処分は、AとBの、互いに愛する人とともに暮らすという、人として最も根本的ともいえる権利を奪うものであり、それは家族生活を形成し、維持する権利(憲法二三条、自由権規約一七条・二三条)を侵害するものである。

また、日本人と外国人の異性カップルの場合、婚姻をすれば、当該外国人には「日本人の配偶者等」という安定した在留資格が付与されることが多い。これに対し、日本人と外国人の同性カップルの場合、パートナー関係に基づく在留資格を付与されることはない。これは同性愛という「性的指向」に基づく不合理な差別でもある(憲法一四條、自由権規約二六條)から、入管当局の裁量権の逸脱、濫用であり、違法である。

(2) 「定住者」の在留資格該当性

「定住者」とは、「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」(入管法別表第二「定住者」下欄)をいい、人道上の理由その他特別な事情や社会経済等の情勢の変化を考慮し、その居住を認めることが必要となる場合に臨機に対応できるようにするために設けられた在留資格であるところ、二人の真摯な共同生活が保護されるべき人道上の必要性は異性カップルのそれと何ら変わりはない。

(3) 本国で婚姻している外国人同性カップルであれば在留が認められることとの比較における不合理性

平成二五年(二〇二三年)の法務省の通知(法務省管第五三五七号)は、本国で婚姻をしている外国人と外国人の同性カップルについて、人道的観点から「特定活動」の在留資格を付与するとし

ている。外国で婚姻した日本人と外国人の同性カップルについても、日本での安定的生活を保護すべき人道的必要性は何も変わらず、むしろ日本人は日本に住む権利を当然持っていることからすればその保護の必要性はより高い。それにも関わらず、日本人と外国人の同性カップルには「特定活動」の在留資格すら認めないのは不合理である。

4 本件東京地裁判決の意義と問題点

前述の東京地裁判決は、前記3(3)の不合理性を認め、平成二五年通知を日本人と外国人の同性カップルに適用しない運用は憲法二四條一項の趣旨に反するとして、Aに特定活動の在留資格を認めない措置は客観的に違法と判示した。同性カップルのパートナー関係に基づく在留資格を認めないことは違法と初めて判断したという意味で、同判決は画期的である。しかしながら、前記3(1)について何ら判断せず、前記3(2)についても「定住者」該当性を認めなかったという問題点もある。高裁では、あらためて、「定住者」の在留資格を認めないのは違法との判断を求めていくとともに、高裁の審理を待たず、Aに対して早期に安定した在留資格を付与するよう日本政府に働きかけていく所存である。

新人弁護士を迎えるみなさまへ

▼入会の案内に青法協の紹介リーフレットをご活用ください。オリジナルクリアファイルも販売中！(注文は本部事務局まで)



▼青法協新人ガイダンス開催

二〇二三年一月三〇日(月)一八時より、ブラザエフ(東京四谷)で新人ガイダンスを開催いたします。Webでの参加も可能です。入会を検討中の方も参加できますので、ぜひ、お誘い合わせの上、ご参加ください。

青法協 青年法律家協会弁護士学術合同協会主催
青法協新人ガイダンス
2023年 1月30日(月)午後6時~8時
会場: ブラザエフ (東京都千代田区四谷) Zocm 教室
「あなたも青法協に入ってみませんか?」 ~若手会員が語る活動の魅力
講師: 浅野ひとみ会員 (東京支部)
お問い合わせ: bengaki@seihwa.jp



山口支部からこんにちは！

山口 松田 弘子

一 山口県支部総会

二〇一八年二月二九日に山口県支部の支部結成総会を開催し、以後年一回程度総会を開催しています。現在会員は九名です。二五期の吉川五男会員、一番若手は六四期の山本直会員と個性豊かな会員ばかりです。

二〇二二年九月一六日に一八期の坂元洋太郎会員が八二歳でお亡くなりになりました。坂元会員は日弁連副会長をなされ、山口支部ではご意見番的存在で、会員の精神的支柱でした。

山口県弁護士会は、県内に五つの地区会(山口地区会、下関地区会、宇部地区会、周南地区会、岩国地区会)があり、山口支部の会員は山口地区会に四名、下関地区会に一名、周南地区会に五名います。山口県は東西に長く、全会員が一堂に会するのは難しいです。弁護士会議もZoom会議で行うことが多いです。

二 活動内容

個々の会員が個別事件や会務などで人権課題に自発的に取り組んでいます。

山口支部の会員は、安保法制違憲訴訟、伊方原発差止訴訟、岩国爆音訴訟の弁護団などに参加しています。

コロナ禍以前は、毎月一回程度会員が集まり、

判例研究会を開催していました。現在は、コロナ感染症拡大の影響により、Zoomで行なっています。

三 山本直会員の熱意溢れる活動

山本直会員は、退職強要に対する損害賠償請求事件で素晴らしい判決を得ました。事案は、山口県警に所属している原告が、山口県警会計課職員による業務上横領に関与したことを疑われ、その際、原告の借金等が発覚したことを契機に、これが公務員にふさわしくないとして、山口県警関係者から、二〇一六年一月二四日頃から二〇一七年三月までの長期間に渡って「退職強要」及び「降格強要」を受け、原告を退職させることを目的として、地域課職員の本来の業務であるパトロール・地域巡回、照会業務を禁止され、毎朝、本来義務のない携帯電話の提出を求められ、トイレで用を足す際にも見張りを付けられ、「債務整理計画書」の提出を求められ、さらには、妻との離婚及び離婚届のコピーの提出を求められるなどの、「いじめ、嫌がらせ、私生活への違法な介入(妻との離婚強要)」というほかない扱いがなされたことにつき、山口県に対し、損害賠償を求めたものです。

一審判決は、原告の請求を一部認容しました。もつとも、山口県警関係者の前記行為が組織的に不可分一体となつてなされたものであるのに、こ

れに特に言及することなく、山口県警関係者の行為のうち、「退職強要」及び「降格強要」のごく一部を切り出して、これについてしか違法性を認めませんでした。

これに対して、控訴審判決は、山口県警関係者の前記行為が組織的一体となつてなされたものであることを明確に指摘しました。また、山口県警関係者による原告に対する妻との離婚強要等、ほかに例を見ない、異様な行為についても、違法性を認めました。そのうえで、原告に支払われるべき慰謝料額を増額しました。

正義感が強く、ガッツのある山本会員が、原告の方と足掛け五年に渡り寄り添い勝ち取った判決でした。

四 内山新吾会員の快挙

山口県が山口トヨタ自動車株式会社山口店との間で貴賓車としてトヨタセンチュリーを代金二〇九〇万円で購入する旨の売買契約（以下、「本件契約」といいます）を締結・履行して公金の支出をしたことは知事の裁量権の逸脱又は濫用の違法があるとして、山口県の住民である原告が、知事に対し、地方自治法二四二条の二第一項四号本文に基づき、違法な本件契約の締結・履行をし、かつ、違法な支出を阻止すべき指導監督義務を負っていた知事に対し、不法行為に基づき二〇九〇万

円の賠償請求を求めました。

山口地方裁判所は、本件契約の締結は、本来的な権限を有する知事の採用権を逸脱又は濫用した財務会計上の違法行為であつて、知事がこれを阻止しなかつたことにつき、指揮監督上の義務に違反した過失も認められると認定し、山口県に生じた損害（本件センチュリーの売買代金二〇九〇万円）につき、不法行為に基づく損害賠償責任を負うとの原告全面勝訴の判決を出しました。この裁判を担当したのは内山新吾会員です。内山会員は、安保法制違憲訴訟の山口の弁護団長もしています。

五 原発つて止まるんだ！

山口の伊方原発三号機差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件において、二〇二〇年一月の広島高等裁判所は、却下決定を取り消し、伊方原発三号機の運転差止めを命ずる決定を出しました。地震について、新規制基準には、「震源が敷地に極めて近い」、すなわち、表層地盤の震源域から敷地までの距離が二km以内の場合について特別の規定が設けられています。しかし、四国電力は、四国電力の実施した海上音波探査によれば、佐田岬半島北岸部活断層は存在しないと、「震源が敷地に極めて近い」場合の評価を行わず、原子炉設置変更許可等の申請を行い、原子力

規制委員会は、これを問題ないと評価しました。

これに対して、本決定は、佐田岬半島沿岸について、「現在までのところ探査がなされていないに活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。」という中央構造線断層帯長期評価（第二版）の記載等に基づき、前記四国電力及び規制委員会の判断には、その過程に過誤ないし欠落があつたと判示し、運転差止めを認めました。差止めの決定打となつた地震に関する主張は山本会員が苦勞の末書き上げたものでした。

伊方原発の弁護団長は中村覚会員です。中村先生は、原告団と弁護団の橋渡しをしてくださっています。

六 我らが支部長

山口支部長は、田畑元久会員です。田畑会員は、安保法制違憲訴訟、伊方原発差止訴訟、岩国爆音訴訟の弁護団に参加され、どの弁護団においてもなくてはならない存在です。また山口支部の扇の要です。山口支部の会員は九名ですが、どの会員も憲法、平和、人権の問題に熱心に取り組んでいます。

投稿

立憲的改憲論の内実と功罪

— 憲法規範論と安全保障論

あいち 鈴木 秀幸

元国会議員山尾(菅野)志桜里氏の立憲的改憲論は、軍事体制の拡大に歯止めをかけたのか、単に軍事体制を憲法上位置付けたいのか。自民党の九条改憲案の批判には役立つであろうが、もともと憲法九条への思いが異なり、対案としての実現性もなく、改憲ムードを後押しすることになるだけではないだろうか。また、我が国のあるべき安全保障政策も明確ではない。同氏の五年前の著作「立憲的改憲論」と本年七月の仙台弁護士会主催のシンポジウムでの発言を検討した。

第一 憲法の規範論

一 憲法九条と政府の施策の乖離

(1) 立憲的改憲論は、憲法九条と政府の安全保障政策の乖離状態について、「にっちもさっちもいかない」ほど大きくなった、国民の意思を問わ

ずに次々と変更されて来た、戦力統制の機能を果たしていない、自衛隊とは矛盾し非立憲的状态であり九条二項の縛りは幻想である、なぜ護憲派は個別的自衛権の行使を否定しないのにその限界を憲法に明記することに消極的なのか、と言う。

しかし、九条は最も強い戦力統制規範である。その憲法に手を加えるのではなく、以前の政府の政策であった「各種の制約付の個別的自衛権論(専守防衛)」に限定する立場に戻せば良いことである。

戦争放棄・戦力不保持論、政府の戦力未満の実力組織論及び自衛戦力合憲論などを憲法論議から排除する必要はない。これらの論の、破綻は全く証明されていない。むしろ、九条は将来の人類の道を示している「自衛隊明記論」は寄り道であり、理想の放棄である。護憲派は、「戦争をしない」と約束した憲法に「戦争をする」自衛隊を書き込むことに違和感を覚えるのである。

(2) 前文と憲法九条が非軍事の「崇高な目標」

を掲げているために、領土の問題などで隣国と戦争をせず、アメリカの要求を断って海外派兵をせず、軍拡と軍国主義を抑制し、フルスベックの軍事同盟を否定してきたこと―戦争に対する拒否力を評価すべきである。「建前論からの卒業」と批判するが、九条は歴史的役割を果たしてきたのであり、建前だけではない。ただ、平和憲法は自己完結性がないので、我が国が平和外交に努め、国連の安全保障機能を強化しなければならない。

二 憲法九条と九条の二の加憲の関係

この論は、立憲的と言うが、九条二項を維持する以上、それと九条の二の間に新たに立憲主義違反が生じることにならざるを得ない。そうすると国民が受け入れ難い九条削除論となる。現在のよう自衛隊を憲法ではなく法律で「例外の扱い」とすること、この論のように自衛隊を格上げして憲法に定めて正当性を付与することは、大きく違う。

三 自衛隊明記と自衛権の範囲明記

(1) この論は、自衛隊の存在だけを憲法上明記するのではなく、自衛権の範囲を憲法に書き込む必要があると言うが、論者は五年前の著作と異なり、自衛権の中に集団的自衛権を含めることが違憲かどうかは分からない、と言い出した。

我が国がどのような安全保障政策をとるべきか、この前提問題の方が自衛隊を憲法に書き込むことよりも重要なことである。政府の軍事政策に対しては、自らの政策を対峙させて批判する理論と運動こそ最優先に取り組むことである。

(2) この論者は自衛権の範囲として旧三要件か新要件か、国民がしっかりと議論する必要があること、二〇一四年七月一日の閣議決定以前に戻すことについては、国際的約束に反したことになるから無理である、と言いつつ出した。これでは、フルスペックの集団的自衛権でも憲法に書き込みさえすれば立憲主義に合致することになってしまう。

長谷部恭男教授は、国民が軍事問題を議論する困難さを指摘したうえで、憲法二条の表現の自由の「明白かつ現在の危険の原則」のように、「憲法の文言に格別の根拠がなくても具体的制約基準については、いったん引かれた線を守ることに合理的理由がある」とし、更に「仮に第九条から軍備に明確な限界を引くことができないのであれば、合理的な自己拘束と言っても尻抜けに終わるから、むしろ完全な非武装を貫くという選択の方が優れている」と述べている（『憲法の理性』）。

四 自衛権の明記以外の条項の追加問題

日本国憲法は、前文と第九条の存在により、軍事体制にかかわる条項を一切定めないので、

文民統制と議会の承認の他、国家緊急権、軍事法廷及び徴兵制を定めず、国民の国防義務と国防理由の人權の制約、軍人の特権化なども定めなかった。立憲主義と言う以上、軍事体制の全てを定めることになる（井上達夫氏の改憲論）。

しかし、憲法に格上げをせず、法律レベルで必要最小限度で定めておくの方が良い。

五 個別的自衛権にもとづく専守防衛論

国連憲章は、個別的自衛権と集団的自衛権を認めているが、もともとは、個別的自衛権のみであった。歴代内閣も、集団的自衛権を有しているが、その行使は必要最小限の範囲を超えるために憲法上認めることができないとし、個別的自衛権の行使だけの「専守防衛」に限定されるとしてきた。これに対し、近時、台湾有事は日本の存立危機事態に当たるとする。しかし、自国が直接に攻撃されていないのに、他国の戦争や内戦にかかわることは、憲法九条では認められないはずである。

第二 安全保障の具体論

一 ウクライナの自衛戦争と我が国の軍拡

論者は、ウクライナの自衛の意思が固いから他の国の援助を引き出していると言う。しかし、ウクライナと我が国は、主に歴史的、地政学的に同

一には論じられない。そのまま見習うことはできない。三〇年前までロシアの領土であったウクライナへの侵攻は、狂気の独裁者による例外である。逆に我が国は、外国と海を隔て元寇以来侵略されたことがなく、今後も侵略の可能性は極めて低い。

しかも、確認すべきことは、ウクライナは、自衛戦争を行っているだけであるのに対し、我が国は、敵基地攻撃能力等の強化を計画し、我が国を侵攻しない他国との戦争を準備しているという大きな違いがあることである。

二 日米安保条約の事実上の転換

この論は、「日米安保条約は、地位協定などを見直すべきところもあるが、安保条約自体は必要であり、更に、他にも協力国をつくる必要がある。」などと言う。

しかし、日米安保条約については、単に平等主義、相互主義を主張するのではなく、まず、米軍に「極東条項」を超えて基地を利用させてきたことを批判し、米軍の肩代わりに反対しなければならぬ。即ち、台湾は極東ではないとして、一九六〇年の日米の交換公文で定めた事前協議制で米軍基地の使用を拒否しなければならない。

三 外国の脅威と戦争の危険性

この論者は、「ロシア、北朝鮮、中国は日本に

とって脅威である」として、「日本を取り巻く安全保障環境が厳しくなった、対応が必要な状況にあり、国際社会と連携し我が国の防衛力を強化する必要がある」と言い出した。

確かに、これらの国は嫌われ、恐れられる政治を行って、それを覚えて貰いたいと思うが、しかし、何を以て我が国の脅威と言うのか、むしろ他国の脅威の強調こそ危険である。むしろ、日本が何もしないのに侵略する国はないと考え、無人島の領土問題で戦争をしない。歴史の教訓として民族的な排外主義は、国権主義に陥って戦争に熱狂し、意図的に想像力を欠如させ、国を破滅に追い込むことになるのである。

中国と北朝鮮は、日本を侵攻の対象としたことはなく、相手国からの攻撃目標は、米軍基地であり、米軍と自衛隊が一体化されれば、日本が狙われる。台湾問題は日本の個別的自衛権の範囲外であり、台湾有事は日本有事ではない。軍事的にかかわると逆に日本の存立を危うくする。敵対し軍事を強化するばかりではなく、東アジアサミットの地域的集団的安全保障体制のように信頼関係を醸成する努力を積み重ねて、絶対に戦争にならない方法を探らなければならない。

四 軍事費の増額

論者は、自主防衛の強化が必要であり、軍事費

の増額について、反対せず、積上げ方式をとるべきである、と言いつつ出した。

しかし、「自主防衛の強化」を唱えれば、敵地攻撃能力強化という軍拡競争にはまることになる。軍事費の増額は、必ず国民の生活を犠牲にする。軍事費のための赤字国債は最も国を危うくするものである。

第三 改憲論議の前提条件

一 立憲的改憲論の内実と功罪

(1) この論者は、実現可能性のある提案かどうか、メリットとデメリットは何か、改憲論に加担することにならないか、との質問に対し、現状では、個別的自衛権すら守られなくなっている、と答え、ほとんど質問に答えていない。

しかし、九条と政府の政策のギャップの大きさについては、政府に対しタガを締め直させ、個別的自衛権論に戻れと要求することが筋である。論者のように、自衛隊明記論に対し条件付賛成のような改憲論を唱え、国民に改憲議論を高めることを求めるよりも、平和を守るためには、実際の政治レベルで集団的自衛権を否定し、台湾有事に我が国が軍事的にかかわることを拒否し、軍拡を批判する世論を形成し、改憲に反対することの方が大切である。

(2) 実際の国民投票は自衛隊明記案であり、それに反対か、賛成かである。論者は、「立憲主義にとつて一歩前進である」として、護憲派と対立し、自衛隊明記案に賛成するのであろうか。

国民民主党の玉木氏は、国家緊急事態条項の新設につき、「この条項がない中で曖昧なルールの下で憲法上の権利が制約される状況が放置されることこそ危ない」と与党にすり寄り、条件付改憲賛成をしている。しかし、そのようなことは、許さないと言えよよいことである。

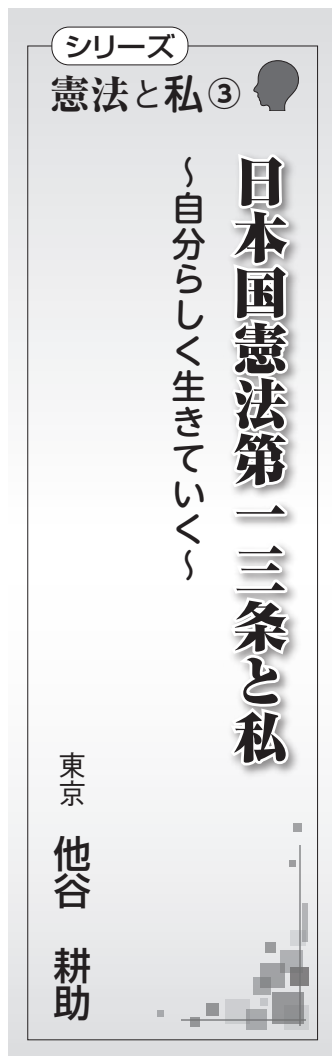
二 改憲論議の前提条件


我が国は、権力者層が改憲を志向し続け、国民の意向を無視して国会議員だけが先走って改憲論議を進めてきた。しかし、現在、国民が改憲を熟考できる状況にはないと考えるべきである。

小選挙区制による自民党一強政治の下で、諸制度の機能が劣化し、政党政治が後退し、いずれそれが崩壊し、右派勢力が政治を牛耳ると国家主義、国権主義の危険なゾーンに陥る。このような状況では、まともな改憲論議は不可能である。

なお、本稿の詳細については、下記QRコードからご覧になれます。





シリーズ
憲法と私 ③ 
日本国憲法第一三三条と私
自分らしく生きていく

東京 他谷 耕助

1 はじめに

皆様、おはようございます。こんにちは。こんばんは。二〇二三年五月に弁護士法人響に入所しました七四期弁護士その他谷耕助(たやこうすけ)と申します。

今回、憲法委員会の新シリーズ「憲法と私」の執筆を担当することになりました。このシリーズでは、執筆者が、憲法の条文を二つ選び、その条文に対する思いや経験談、考えなどをエッセイ形式で書いていきます。新シリーズということ、手探り状態ではありますが、自分なりの思いを文章にしてみたいと思います。

2 そろそろ本題

さて、私が、「憲法」という単語を聞いたときに、真っ先に思い浮かべる条文は、日本国憲法第

二三条である。

それは、大学に入学した後、芦部信喜先生(高橋和之先生補訂)の『憲法(当時は第五版)』を初めて読んだ時に、日本国憲法第二三条の法的性格の美しさや日本国憲法第二三条から導き出される諸権利の素晴らしさ、様々な解釈論の面白さに感動したから……ではない。

「すべて国民は、個人として尊重される」

この一文が、大学に入学した当時の私が囚われていた呪縛を葬り去り、未来への希望を抱かせてくれたからだ。

3 囚われ続けた過去(※私の地元の話であつて、全ての田舎に適用されるわけではない)

田舎の長男として生まれ育った私は、いつからか、田舎特有の「長男とはこうあるべきだ」という呪縛に囚われていた。ちよつとできないことがあ

ると、「長男なのに……」と言われ続け、自尊心が傷つけられていた。

また、田舎特有の「他人と同じであるべきだ」という呪縛にも囚われていた。ちよつと他人と違うことをすると、仲間外れにされてしまうこともあり、怯え続ける毎日であつた。

高校に入学し、地元から都市部の高校へ通うことになつても、それは変わらなかつた。地元を完全に離れていないというのも一つの理由ではあつたが、通つていた高校の「〇〇高校の生徒はこうあるべきだ」という奇妙な空気が要因であつたと思ふ。

こうして、大学に入学するまでの一九年間(一年の浪人期間を含む)、私は、「自分という人間はこうあるべきだ。こうあらなければならぬ」という呪縛に囚われ続けたのである。

4 日本国憲法第二三三条との出会い

その後、法学部に入学し一人暮らしを始めた私は、入学直後に、法学部生の三種の神器(残りの二つが何かは知らない)の一つであるポケット六法を購入し、法学のガイダンスを受けていた。憲法が最高法規であるといったようなことを教わつた私は、「最高法規」というフレーズが気に入る、ガイダンス中に、ポケット六法の日本国憲法の辺りを流し読みしていた。その時、ある一文が目に見

び込んできたのである。

「すべて国民は、個人として尊重される」

この一文を見たときに、私の全身に衝撃が走った。何度も何度も条文を読み返した。しかし、間違いなく、最高法規である憲法の中に、「すべて国民は、個人として尊重される」という一文が存在したのだ。

「どんな自分でも良い。誰かと同じでなくても良い」

日本国憲法が私にそう語りかけてきてくれたのだ。涙は流れなかったが、心は震えた。「今まで自分が気にしていたことは憲法違反だったのか」と、憲法を良く理解できていなかった当時の私は

思い、「これからは自分らしく生きていこう」と誓ったのである。

憲法に対する理解が深まった今でも、この思いは変わらない。

5 おわりに

大人になると、自分を素直に認めてあげることが難しくなる。他人との違いを素直に受け入れることはもつと難しくなる。そんな時、私は、「すべて国民は、個人として尊重される」という条文を思い出し、自分を愛し、他人との違いを愛するよう心がけている。

皆様も、自分の人生に悩んだ時は、「すべて国民は、個人として尊重される」という一文を思い出してみたいかがだろうか。

今後の日程

【常任委員会（全国ミーティング）】

*第4回（春）

3月10日（金）～11日（土） 広島

【第54回定時総会】

6月24日（土）～25日（日） 熊本

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

1月13日（金）10時半～

【広報委員会】

1月23日（月）18時～

お知らせ

当部会も参加している改憲問題対策法律家6団体連絡会が、11月15日、パンフレット「9条実質改憲としての安保三文書改訂一戦争させないためのQ&A」、12月9日に、「緊急事態下の国会議員任期延長に関する衆議院憲法審査会の運営及び議論の在り方に抗議する法律家団体の緊急声明」を発表しました。

詳細は、青法協HPをご覧ください。



編集後記

▼弁護士になってあっという間に八年を経過しようとしています。この間様々な案件に関わることができ、普段経験できないようなことを経験させていただきました。特に事務所では多数当事者が絡むダイナミックな案件を扱うことが多く、弁護士の枠を超えた取り組みを体験することができました。▼もちろんまだまだ未熟ではありませんが、その中で責任感や人間力が少しずつ鍛えられていったような気がします。▼近年では、外国語（英語・中国語）や外国法が絡む多数の案件の依頼も増え続けており、自身が特に力を発揮できる分野が見えてくるような気もしています。▼そうした中、これまで甘えていた事務所を独立し、開業することを決意し、二〇二二年二月一日から自身で事務所を開業することになりました。▼一から自身で整えて行わなければならない、大変なことあるとは思いますが、これまで以上に精進し、依頼者の方のために尽力し、様々な活動に参加できればと考えております。

（磯部たな）